

【補註3】 Bhagga (バツガ国)

[0] バツガ (Bhagga) ⁽¹⁾ は、この国のスンスマラギラ (Suṃsumāragira) にコーサンビーを首都とするヴァンサ国ウデーナ (Udena) 王の息子とされるボーディ王子 (Bodhirājakumāra) が、コーカナダ (Kokanada) という名の宮殿を建設して釈尊を最初に招待したところであり、この国の居士であるナクラピター (Nakula-pitā) とその妻のナクラマター (Nakulamātā) の夫婦が厚く仏教に帰依したのもこの地である。また律蔵では冬期に諸比丘が孔のある木に火を燃やし暖をとっていると、あぶり出された黒蛇に襲われるということがあり、釈尊が呵責されて、身を温めるために火を燃やし、燃やさせたりすれば波逸提と定められた ⁽²⁾ ところでもある。

(1) Malalasekera の *Dictionary of Pāli Proper Names* では 'Bhaggā' とするが、後に述べるように複数・於格はすべて 'Bhaggesu' と表されているから、国名は男性ないしは中性の 'Bhagga' とするべきであると判断した。

(2) *Vinaya Pācittiya 056* (vol.IV p.115)

[1] バツガの漢訳名としては以下のものが知られる。

[1-1] A 文献資料には次のようなものがある。

婆祇国：『雑阿含』107 (大正02 p.033 上) ⁽¹⁾

婆奇瘦 ⁽²⁾：『中阿含』074「八念経」(大正01 p.540 下)、『中阿含』087「穢品経」(大正01 p.566 上)、

『中阿含』131「降魔経」(大正01 p.620 中)、『中阿含』169「拘樓瘦無諍経」(大正01 p.701 中) ⁽³⁾

婆耆瘦：『中阿含』083「長老上尊睡眠経」(大正01 p.559 中)

跋祇：『雑阿含』535 (大正02 p.139 上)、『雑阿含』536 (大正02 p.139 下)

婆祇：『仏説求欲経』(大正01 p.839 上)

婆伽：『五分律』「衆学051」(大正22 p.074 中)

波伽：『十誦律』「雑法」(大正23 p.271 下)、『十誦律』「雑法」(大正23 p.273 下)

(1) 『長阿含』002「遊行経」(大正01 p.021 中) にも出るが、三本では「婆祇国」であり、パーリは Sāketa とするから、「婆祇国」の方が正しい。

(2) Bhaggā の複数・於格 Bhaggesu の音写語。以下の「婆耆瘦」も同様である。

(3) 「一時佛遊婆奇瘦劍磨曇拘樓都邑」とするが、三本は「婆奇瘦」とし、対応する MN.139 *Araṇavihaṅga-s.* (vol.III p.230) は舍衛城給孤獨園とする。「劍磨曇拘樓都邑」は「Kuru 国の Kammāsadhama (Kammāsadamma) という邑」が原語であろうから、何らかの誤りであると考えられる。

[1-2] B 文献資料には次のようなものがある。

掲伽：『根本有部律』「破僧事」(大正24 p.169 上)

[2] バツガ (Bhagga) はどのくらいの規模の地域であったのだろうか。具体的にいえば国であったのか、都市であったのか、村であったのかということである。以下にこれを検討する。

[2-1] 国とするものには以下のようなものがある。

A 文献資料：

婆祇国：『雑阿含』107 (大正02 p.033 上) ⁽¹⁾

婆伽国：『五分律』「衆学051」(大正22 p.074 中)

波伽国：『十誦律』「雑法」(大正23 p.271 下)、『十誦律』「雑法」(大正23 p.273 下)

(1) 前項の註(1)に指摘したようにこれは Sāketa の誤記であり、この資料として扱うことはできない。

B 文献資料：

掲伽国：『根本有部律』「破僧事」(大正24 p.169 上)

[2-2] 聚落とするものには以下のようなものがある。

跋祇聚落：『雑阿含』535 (大正02 p.139 上)、『雑阿含』536 (大正02 p.139 中)

[2-3] パーリ聖典においては Bhagga は常に複数形・於格の 'Bhaggesu' として示される。MN.015 *Anumāna-s.* vol. I p.095、MN.050 *Māraṭajaniya-s.* vol. I p.332、MN.085 *Bodhirājakumāra-s.* vol. II p.091、SN.022-001 vol. III p.001、SN.035-131 vol. IV p.116、AN.004-055 vol. II p.061、AN.006-016 vol. III p.296、AN.007-058 vol. IV p.085、AN.008-030 vol. IV p.228、*Vinaya Pācittiya 056* vol. IV p.115、*Vinaya Sekhiya 055* vol. IV p.198、*Vinaya Sekhiya 056* vol. IV p.199、*Vinaya Khuddakavattu-kkhandhaka* vol. II p.127 であって、舞台はすべて Suṃsumāragira Bhesajāvana である。

漢訳にもこの複数・於格の Bhaggesu の格語尾 '-esu' を「-瘦」でもって表すものがある。

婆奇瘦：『中阿含』074「八念経」(大正01 p.540 下)、『中阿含』087「穢品経」(大正01 p.566 上)、

『中阿含』131「降魔経」(大正01 p.620 中)、『中阿含』169「拘樓瘦無諍経」(大正01 p.701 中)

婆耆瘦：『中阿含』083「長老上尊睡眠経」(大正01 p.559 中)

である。

これは「モノグラフ」第13号に掲載した【論文15】「パーリ仏典に見る *janapada* と *raṭṭha*」で検討したごとく、*janapada* の複数形で表されるケースに相当し、複数のナガラやニガマ、ガーマを含む「国」であることを示すものと考えられる。

[2-4] 地名のあとに何も付さないものには以下のようなものがある。

婆祇：『仏説求欲経』(大正01 p.839 上)

[2-5] 冒頭に記したように、バグガにはスンスマーラギラという町があったようであり、ボーディ王子はそこに住っていた。したがってバグガはスンスマーラギラを含む地域の名であり、また Bhaggesu と複数・於格に用いられるから、ここにはバグガと呼ばれる種族の住む複数の地域が含まれていたものと考えられる。したがって単なる都市や村ではなく「国」というべきであろう。しかしながらこれを十六大国に含ませる資料はないから、先の【論文 15】の附論で示したように、「大国」ではない「普通の国」と理解しておく。

[3] それではバグガ国はどこにも属しない独立国であったのであろうか、それともどこかの大国に從属する国であったのであろうか。

[3-1] バグガ国は、コーサンビーを首都とする四大国や十六大国に数えられるヴァンサ国に從属していたのではないかと思われる。その証拠の1つは MN.085 *Bodhirājakumāra-s.* (vol. II p.091) であって、ここには

一時世尊はバグガ国スンスマーラギラ・ベーサカラ林の鹿苑に (Sum-sumāragire Bhesakaḷāvane Migadāye) 住された。その時ボーディ王子のコーカナダ (Kokanada) と呼ばれる宮殿 (pāsāda) が建設され、ボーディ王子はサンジカーブッタ青年 (Saṅjikāputta mānava) を通じて世尊を招待した。翌朝ボーディ王子は宮殿の階段に白衣を敷いて迎えたが、世尊は白衣の上に昇らず、三度勧められて阿難を顧みた。阿難が白衣を除くよう王子に告げ、除かれてから供養をうけて、王子の象に乗って鉤を使う術に巧みなことを例にとって五精進支につき説法された。これを聞き王子は、「実に仏なるかな、実に法なるかな、実に法の妙説なるかな、夕に教示せられて朝に勝進を得、朝に教示せられて夕に勝進を得るとは」と言った。これを聞いてサンジカーブッタが「『実に仏なるかな、実に法なるかな、実に法の妙説なるかな』というが、仏法僧に帰依するとは言わない」と言ったのに対し、王子は次のように答えた。「これは母より自分が親しく聞いたものである。一時世尊がコーサンビーのゴーシタ園に住されたとき、自分を懐妊した母が世尊のところへ詣り、『生まれてくる子が男であっても女であっても仏法僧に帰依します、今日以後終生彼を優婆塞として受持されんことを』と申し上げた。また、かつて世尊がバグガ国スンスマーラギラ・ベーサカラ林の鹿苑に住された時、私の乳母が私を腰に抱いて世尊所に詣り申し上げた。『ボーディ王子は仏法僧に帰依します、今日以後終生彼を優婆塞として受持されんことを』と。このように、私は三度仏法僧に帰依します。今日以後終生わたくしを優婆塞として受持されんことを」とされている⁽¹⁾。

このようにボーディ王子は3度三宝に帰依したというのであるが、1度目は釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時に母親の胎内においてであったというのであるから、バグガ国に住していたボーディ王子がコーサンビーと縁が深かったことがわかる。

(1) この話は *Vinaya* 「小事毘度」(vol. II p.127)、『四分律』「衣毘度」(大正 22 p.857 中～下)、『五分律』「衆学法」(大正 22 p.074 中～下)、『十誦律』「雜法」(大正 23 p.271 下)、*Jātaka* 353 *Dhonasākhaj.* (vol. III p.157)、『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.208 中～下)、『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.223 下) などにも見られるが、3度仏法僧に帰依したというは MN. のみである。

[3-2] また B 文献資料であるが、ボーディ王子はコーサンビーのヴァンサ王ウデーナの子供であったとされている。

Jātaka 353 *Dhonasākhaj.* (vol. III p.157) : この本生物語は、仏がバグガ国のスンスマーラギラの付近のベーサカラ林中におられた時に、ボーディ王子について話されたものである。ボーディ王子というのは、ウデーナ王の子であって、スンスマーラギラに住んでいて、1人の大工にコーカナダという宮殿を造らせた。王子は「他の国王にもこのような宮殿を造るかも知れない」と考えて大工の目をえぐりとった。仏は王子のこのように残忍であった過去の因縁を語られた。

MN.-A. (vol. III p.325) : アヴァンティの王チャンダパッジョータ (Caṇḍa-pajjota) は、ウデーナ王の象使いの術を得ようと、兵を潜ませた木の象を作って王を捕え、技術を盗ませるために自分の娘(固有名詞は上げられないけれどもヴァースラダッターをさすと考えられる)を送りだした⁽¹⁾。ウデーナ王はこの娘と結婚して自分の都に帰った。彼女の胎に生まれたのがボーディ王子である。

(1) これについては「モノグラフ」第14号に掲載した【論文 19】「コーサンビーの仏教」の p.188 以下を参照されたい。ただし水野弘元氏はボーディ王子の母親をサーヴァティーであると推定されている。「初期仏教の印度に於ける流通分布について」(『仏教研究』7巻4号、昭和19年2月)

[3-3] このように、もしボーディ王子がウデーナ王の子であって、しかもヴァンサ国の王子としてバグガ国に住んでいたとすれば、バグガ国はヴァンサ国の属国的な国であったということになるであろう。

[4] 以上のようにバグガはヴァンサの属国のようであるが、それでは地理的にはどのようなところにあったのであろうか。以下にはバグガ国と他の都市ないし国との地理的・経済的關係について調査してみたい。

[4-1] 釈尊がヴェーサーリーとバグガと舎衛城を順に遊行されたとするものがある。パーリ律の「小事毘度」(vol. II pp.127~129) であって、釈尊が随意の間ヴェーサーリーに住した後、バグガ国に向かって遊行され、バグガ国スンスマーラギラのベーサカラヴァナ (Bhessakaḷāvana) のミガダーヤ (Migadāya) に住された。時にボーディ王子がコーカナダ宮殿を建てて間もないころで、この後に先に紹介した MN.085 経の事績が展開され、釈尊は随意のあいだバグガ国に住された後、舎衛城に向って遊行された、とされている。

Malalasekera の *Dictionary of Pāli Proper Names* の 'Bhaggā' の項 (p.345) には、バグガはヴェーサーリーとサーヴァティーの間に横たわる国としているが、これは上記の情報からであろう⁽¹⁾。

補 註

(1) [0] の注記に付したように、**Malalasekera** はバグガとするが、これは誤りであると思われる。ちなみに赤沼智善編『印度仏教固有名詞辞典』は‘**Bhaggā**’としているが、後に注記において‘**Bhagga**’と訂正されている。

[4-2] チェーティ (**Ceti**) とバグガの間を遊行されたとするものもある。**AN.008-003-030** (vol.IV p.228) では、「釈尊がバグガ国からチェーティ国に居るアヌルッダのもとに來られた」とされている。

チェーティは十六大国に上げられる国であるがその所在ははっきりしない。ここはサーガタ (**Sāgata**) が龍を退治して振舞い酒を飲んだために飲酒戒が制定される因縁を作った時の舞台ともされるが、この時の釈尊の足取りは次のようにされている。下線を施したのはサーガタが龍退治をした土地名である。

Vinaya Pācittiya 051 (vol.IV p.108) : チェーティヤ (**Cetiya**) ⁽¹⁾ ⇒ バツダヴァティカー (**Bhaddavatikā**)
のアンバティッタ (**Ambatittha**) ⇒ コーサンビー

『四分律』「単提 051」(大正 22 p.671 中) : 支陀国 ⇒ 拘睺彌国

* 娑伽陀が龍を退治した時、拘睺彌国主が来ていた。

『五分律』「墮 057」(大正 22 p.059 下) : 拘舍弥国 ⇒ 跋陀越邑 ⇒ 拘舍弥国

『十誦律』「波逸提 79」(大正 23 p.120 中~121 中) : 支提国跋陀羅婆提邑

『僧祇律』「単提 066」(大正 22 p.386 下~387 上) : 拘睺彌国

Jātaka 081 Surāpāna-j. (vol. I p.360) : 舍衛城 ⇒ バツダヴァティカー ⇒ コーサンビー

『根本有部律』「飲酒学処 79」(大正 23 p.857 上~859 中) : 失収摩羅山の菴婆林

Divyāvādāna (pp.167~193、平岡聡訳 上 pp.302~332) : バルガ地方を遊行されて⇒シシュマラギリ⇒舍衛城

* スヴァーガタが龍を退治した時、コーサラ国王のブラセーナジットの象を酔わせる酒の管理者になっている婆羅門のアヒトゥンディカという者が来ていた。

このように区々であるが、チェーティはコーサンビー王が来ていたという記述があることから、コーサンビーの隣接地域であったということはできるであろう。

Malalasekera はこのパリーの情報から、チェーティはおおまかには現在の **Mundelkhand** とこれに隣接しあった地域ではないかとしている (p.911)。**Mundelkhand** は Wikipedia によると ‘**The major towns are Jhansi, Datia, Lalitpur, Sagar, Damoh, Orai, Panna, Mahoba, Banda Narsinghpur and Chhatarpur.**’ としている。これらは **Uttar pradesh** 州の西南部と **Madya pradesh** 州の西北部にあたり、コーサンビーから見れば西南方に隣接した地域である。したがってヤムナー河の南岸になるわけであって、これでは釈尊の活動地から外れているという感じも受けなくはないが、しかし **Uttar pradesh** 州の **Banda** 郡 (district) あたりなら可能性があるかも知れない。

(1) チェーティヤ (**Cetiya**) はチェーティに同じ。

[4-3] またパリーなどではバグガ国のスンスマラギリとするところを、『根本有部律』「飲酒学処 79」(大正 23 p.857 上) は「橋閃毘の失収摩羅山」とする。単なる誤りだとも考えられるが、上述のようにバグガとコーサンビーの密接な関係を考えて、必ずしも誤伝承であるとするのもできない。したがってもしこれを尊重するならば、地理的にもバグガはコーサンビーに近いということになるであろう。

[4-4] 以上のようなことを勘案すると、バグガ国はヴェーサーリー、舍衛城、コーサンビーを結ぶ範囲の中のコーサンビーに近い一地方で、チェーティ国にも近いと推測するのが無難であろう。

Malalasekera の推定しているように、チェーティ国はコーサンビーの西方でヤムナー河の右岸地方であるとしよう。そうするとヴァンサはヤムナー河とガンジス河に挟まれた地方ということができよう。このヤムナー河とガンジス河に挟まれた地域の、コーサンビーから見れば北の方にあるサンカッサ (**Saṅkassa**) やカンナクツジャ (**Kannakujja**) は、サンカッサの項に記したごとく南パンチャーラ (カンナクツジャはその首都) とされるから、おそらく現在の **Kanpur** あたりまでは南パンチャーラであったであろう。そうするとヴァンサの版図は現在の **Uttar pra-desh** 州の **Kaushambi**、**Chitrakoot**、**Fatehpur** 郡と **Allahabad** 郡のガンジス河南岸あたりであったのではないであろうか。

バグガはこのヴァンサとヴェーサーリーと舍衛城を結ぶ三角形の、コーサンビーに近いところとなるから、そうするとそれは **Allahabad** 郡のガンジス河の北岸部分と **Pratapgarh** 郡あたりになるのではないと思われる。そしてその東方はカーシに接し、北はおそらく南パンチャーラがガンジス河の東岸にも張り出していたであろうからそれに接し、そしてその北にコーサラがあったものと考えられる。

これを地図に描いてみると、「モノグラフ」第 14 号に掲載した【論文 19】「コーサンビーの仏教」において紹介したごとく、コーサンビー城は四大城の中に含まれることがあるにも拘わらずヴァンサ国はそれほど大きくはなく、版図そのものはパンチャーラやチェーティと同じほどの大きさであったと思われるが、版図の大きさと国力の大きさは必ずしも比例しないということであろう。国土の小さな日本が経済力で世界第二位を誇るようなものである。

[5] 以上の検討結果を簡単にまとめておこう。

バグガ (**Bhagga**) はその中に複数のナガラ (都市) やニガマ (市場町)、ガーマ (村) を含む「国」であった。しかしこの国が「十六大国」などとしてあげられることはないから、「普通の国」であった。おそらくこのバグガ国はコーサンビーを首都とするヴァンサ国の属国で、ヴァンサ王の息子であると伝えられるボーディ王子が統治していたものと考えられる。

その地理的位置はおそらくガンジス河とヤムナー河の合流する地点の北側にあって、西はガンジス河を挟んでヴェ

補 註

ンサと接し、東はカーシと接していたのであろう。

このようにバツガはヴァンサの属国であるとはいえ、規模からいえば「国」として扱われるべきであるが、原始仏教聖典においては常にスンスマーラギラのみが舞台であって、他の都市や町などが登場することはない。したがって本「仏在処・説処一覧」の扱いとしては、ヴァンサ国の属国として処理することにしたい。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)